

# 市立・私立認定こども園1号認定 利用者負担額(認定こども園)

平成30年4月1日改正

単位:円

算定対象となる 子どもの年齢上 限	階層区分		負担額(月額)			
			第1子	第2子	第3子	
制限無し	1	生活保護世帯等		0	0	0
	2	市民税所得割額非課税世帯		0	0	0
	3-1	市民税所得割額 77,101円未満	母子・父子・障害	3,000	0	0
	3-2		その他	7,400	3,700	0
小学3年以下	4	77,101円以上	211,201円未満	15,600	7,800	0
	5	211,201円以上		20,000	10,000	0

## 【備考】

市民税所得割額の算定については、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない。

## 【減額】

- 3-1階層のひとり親等(母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯)の利用者負担額は軽減したものを表示。
- すべての階層について、第3子以降は0円とする。ただし、算定対象の子どもの年齢上限は以下のとおりです。

☆3-2階層以下の世帯は、算定対象となる子どもの年齢を無制限とする(注1)。

★4階層以上の世帯は、小学校3年生以下の児童(注2)が小学校、保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合、最年長の子どもを第1子と数える。

(注1) 算定対象となる子どもは保護者と生計を一にするものとする。

(注2) 入所施設は上記施設の他に、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合も、第2子の利用者負担額とする。また、第3子以降は0円とする。